

平成 19 年 3 月 28 日

各 位

不動産投信発行者名
東京都中央区日本橋三丁目3番11号
スタートアップロシード投資法人
代表者名
執行役員 平出 和也
(コード番号: 8979)
問合せ先
スタートアップアセットマネジメント投信株式会社
取締役管理部長 高内 啓次
TEL. 03-6202-0856

投資信託委託業者における業務の方法の変更の認可取得に関するお知らせ

スタートアップロシード投資法人が資産の運用を委託する投資信託委託業者であるスタートアップアセットマネジメント投信株式会社が平成 19 年 3 月 8 日付けにて行いました、投資信託及び投資法人に関する法律第 10 条の 2 に基づく業務の方法の変更に係る認可申請（詳しくは平成 19 年 3 月 8 日付け「投資信託委託業者における業務の方法の変更の認可申請に関するお知らせ」をご参照ください。）につきまして、下記のとおり、本日付けで金融庁より認可を取得しましたのでお知らせいたします。

記

1. 認可（業務の方法の変更）の内容

資産運用会社の業務方法書記載の運用を行う資産の種類として、従来記載されていなかった商標法に基づく商標権等、温泉法において定める温泉の源泉を利用する権利等の追加、及びその他字句の修正（詳細は別紙新旧対照表をご参照ください。）。

2. 認可取得日

平成 19 年 3 月 28 日

以 上

< 別紙 >

新旧対照表

新	旧
<p>第 2 条 (運用を行う資産の種類)</p> <p>(1)～(6) (現行のとおり)</p> <p>(7)前各号に掲げる資産(以下「不動産等」という。)を主たる投資対象とする以下の資産対応証券等(以下、本号 ないし の特定資産を併せて「不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等」という。)</p> <p>(現行のとおり)</p> <p>資産流動化法第 2 条第 15 項に定める特定目的信託の受益証券(上記(4)に掲げる信託の<u>受益権</u>を除く。)</p> <p>～ (現行のとおり)</p> <p>上記 ないし については、不動産等を主たる投資対象とし、資産流動化法上の特定目的会社の財産(上記 の場合)、特定目的信託の信託財産(上記 の場合)、投資信託の信託財産(上記 の場合)又は投資法人の財産(上記 の場合)の2分の1を超える金額を不動産等に投資することを目的とするものに限る。なお、上記それぞれの財産の2分の1を超える金額とは、原則として当該財産の総額に不動産等及びその他の資産の評価損益を加減した金額から敷金又は保証金等これらに準ずる金銭を控除した金額の2分の1を超える金額をいう。</p> <p>(8)前各号に掲げる運用資産以外の資産(当社は、前各号に掲げる運用資産の他、余剰資金の効率的な運用に資するため、次に掲げる資産により運用を行うことができる。)</p> <p>～ (現行のとおり)</p> <p><u>当社は、上記 乃至 に定める特定資産のほか、次に掲げる資産に投資することがある。但し、第 5 条に定める投資法人の資産の運用方針のために必要若しくは有用と認められる場合又は投資法人の組織運営に必要若しくは有用と認められる場合に投資できるものとする。</u></p> <p>a. <u>商標法(昭和 34 年法律第 127 号、その後の改正を含む。)</u>に基づく商標権等(商標権又はその専用使用权若しくは通常使用权をいう。)</p> <p>b. <u>温泉法(昭和 23 年法第 125 号、その後の改正を含む。)</u>において定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備</p> <p>2. <u>当社は、主として不動産に対する投資として運用することを目的とする投資法人の資産の運用を行うものとする。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第 2 条 (運用を行う資産の種類)</p> <p>(1)～(6) (記載省略)</p> <p>(7)前各号に掲げる資産(以下「不動産等」という。)を主たる投資対象とする以下の資産対応証券等(以下、本号 ないし の特定資産を併せて「不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等」という。)</p> <p>(記載省略)</p> <p>資産流動化法第 2 条第 13 項に定める特定目的信託の受益証券(上記(4)に掲げる信託の<u>受益</u>を除く。)</p> <p>～ (記載省略)</p> <p>上記 ないし については、不動産等を主たる投資対象とし、資産流動化法上の特定目的会社の財産(上記 の場合)、特定目的信託の信託財産(上記 の場合)、投資信託の信託財産(上記 の場合)又は投資法人の財産(上記 の場合)の2分の1を超える金額を不動産等に投資することを目的とするものに限る。なお、上記それぞれの財産の2分の1を超える金額とは、原則として当該財産の総額に不動産等及びその他の資産の評価損益を加減した金額から第32条第2項に定める敷金等を控除した金額の2分の1を超える金額をいう。</p> <p>(8)前各号に掲げる運用資産以外の資産(当社は、前各号に掲げる特定資産の他、余剰資金の効率的な運用に資するため、次に掲げる資産により運用を行うことができる。)</p> <p>～ (記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>2. <u>当社は、主として不動産に対する投資として運用することを目的とする投資法人の資産の運用を行うことができるものとする。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>